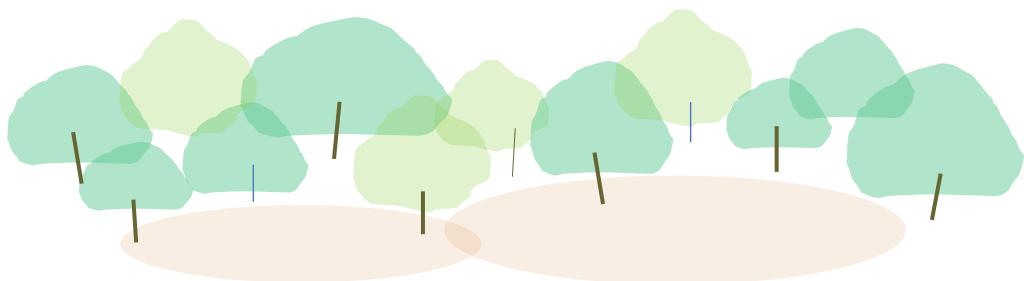


障害学生支援室

利用のしおり



Reasonable accommodation

Center for Disability Services

合理的配慮は支援計画書を提出した日から遡っての配慮提供はできません。
申請は余裕を持って早く行いましょう。

01

授業における合理的配慮とは？

通学課程における障害のある学生が、障害のない学生と平等の教育を受けるため、大学が必要かつ適当な環境調整を行うことでありそれは「合格基準・単位認定・成績・評価基準・卒業要件」や「教育の目的・内容・機能」等の本質的な変更に及ばないものをいいます。

障害のある学生および入学志願者から、社会的障壁の除去を必要としている意思表明があった場合、その実施に伴う負担が過重でないとき、障害者の権利利益の侵害がないよう個々の状況に応じて、合理的な配慮をするように努めます。

社会的障壁の除去の実施に伴う負担の過重の度合いについては、個別の事案ごとに以下の要素等を考慮し、具体的場面や状況に応じて総合的かつ客観的な判断がされます。

- ① 本学の事務・事業・教育への影響の程度
(事務・事業・教育の目的・内容・機能を損なうか否か)
- ② 実施についての実現可能性の程度
(物理的・技術的制約、人的・体制上の制約)
- ③ 実施についての費用・負担の程度
- ④ 本学の事務・事業規模
- ⑤ 本学の財政・財務状況

「合理的配慮」は障害者の権利に関する条約第2条の定義を適用します。

障害者の権利に関する条約 第二条

障害者が他の者との平等を基礎として全ての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過度の負担を課さないもの

02

障害学生支援室では支援を通じて、障害学生が以下の力を要請していくことを目標としています。

1 主体的に動く力

学生自身が課題解決や目標達成に向けて
主体的に自分に必要な支援について考え
活用していく力

2 自分を理解する力

自分の得意、不得意の理解や、このような
支援や工夫があればできることが増えるなどの
自分に関する理解を深めていく力

3 相談する力

困った時に自ら相談する力、自分で理解した
課題やニーズを言葉にして相手に伝える力

支援を通して学生が身につけていく力

支援対象および支援範囲

支援対象は、次の①～③すべての条件を満たす方とし、修学に関する事項を中心に障害学生の個別ニーズに基づいて検討します。

①本学の通学課程に在籍する学生

(学部生、大学院生、別科生、科目等履修生、研究生)

②修学に著しい制限が生じている障害学生

③本人が支援を受けることを希望し、その必要性が本学に認められた障害学生

(病気や怪我等により、一時的に障害を負った学生も含む。)

※本学への入学を希望する受験生（通信教育課程を除く）には、入学試験に係わる範囲において、障害のある受験生の個別のニーズに基づき、支援内容を検討します。

03

合理的配慮を申請する上で 障害学生に求められること

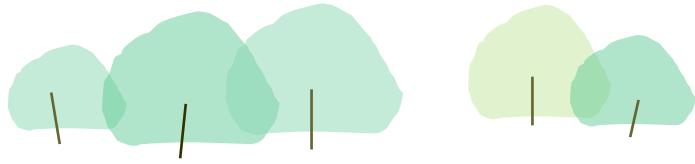
04

- 所属する学部の人材育成目的および教育目標と、自身の障害特性を理解し、創価大学で主体的に支援を活用し学ぶことに努める。
- 障害特性およびニーズの根拠書類を提供する。
- 合理的配慮の内容については大学関係者との対話に基づき、情報連携と合意形成を図ることによって定まるものであることを理解する。

05

合理的配慮を提供する上で 大学が行うこと

- 創価大学に在籍する障害学生および創価大学への入学を希望する障害のある受験生に対し、創価大学における修学に関する情報提供と相談に応じる。
- 障害学生の個別特性に基づくニーズを検証する。
- 創価大学における学びの特徴と学生のニーズに基づき、支援内容を検討する。
- 支援内容は、障害学生との対話に基づき、情報連携と合意形成を図るとともに、適時調整や変更について判断する。
- 障害学生を支援する専門部署が専門的な支援ノウハウの提供を行い、障害学生が所属する学部、授業担当教員、その他関係部署およびサポートスタッフ等、全学の関係者が連携し協力体制を築く。



06

大学生活において多様なニーズを抱えている学生を中心に、その支援者を含めてご相談に応じています。困りごとを抱える学生が、修学や大学生活を通じて目標を達成していくようになるために、障害学生支援室は学生本人、学内・学外の支援者と共により良い方法を見出し、実践していくサポートを行います。

<相談をご利用いただく上での合意が必要な確認事項>

学生にあった支援方法を考えるために、下記のような情報提供・収集が必要となります。特に、学生本人からどのようなことに困っているかを詳しく伺うことは、的確な支援方法を見極める上でも、ご本人の支援要請の意思を確認する上でも重要です。

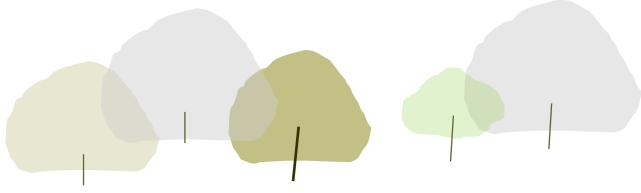
- ・学生自身からの聞き取りや調査に基づいた評価
- ・ご家族（保護者）からの聞き取り入学前の教育機関（高校）関係者からの情報
- ・入学前の教育機関（高校）関係者からの情報
- ・大学内各部署からの情報（例：学生相談室、保健センター、SPACe）
- ・学生の困り事が生じている場面、これから目標を持って挑戦したいと思っている場面の関係者からの聞き取り（例：大学教員、職員など）
- ・医療機関からの診断や、支援に関する助言
- ・大学外の支援機関からの情報（例：ハローワーク等の就労支援機関、保健センター等の福祉機関、若者サポートステーション、N P O 法人など）

※その他第三者からの聞き取りは、適切な支援を提供するにあたって必要と判断された場合、かつ、学生本人にその主旨を充分に説明し、承諾を得た場合に実施します。

相談について

授業における支援の申請について

07



【必要な確認事項】

授業における合理的配慮申請は、この「利用のしおり」を読んで、内容を理解した上でご提出ください。

- 必要な聞き取りや調査に基づいた評価の実施に加え、障害特性および配慮ニーズの根拠を示す書類の提出が必要です。
(例：障害者手帳、診断書)
- 聞き取りや根拠書類から収集した情報の中から、適切な支援・支援を提供するために必要な情報を、支援に関わる教職員および学内支援関係者に対して共有する必要があります。
学生本人の承諾を得てから情報共有を実施しますが、同意ができない場合は提供ができない支援・支援が発生する場合もあります。
- 障害学生支援室では、学生本人の同意のもとに知りえた個人情報、取得した根拠書類については、本学の「学校法人創価大学個人情報保護規定」に沿って十分に注意して管理しています。
- 障害学生支援室では、よりよい支援を提供するために、支援の経過を支援者間で検討することがあります。その際には、個人情報を省略・改編し、匿名性を担保した上で実施します。
- 学生から得られた情報については、原則として学生本人の承諾なく関係者に共有されることはありません。
ただし、学生の心身に重大な危機が及ぶと判断された場合は、学生本人の承諾なく、必要な対応をとることがあります。

合理的配慮の申請から支援開始までの流れ

08

学生本人が申請書・根拠書類を支援室へ提出。

1

本人と相談員が面談を行い、支援計画案を作成。

2

支援計画案について教職員と支援室で協議会を行い支援計画書が完成。

3

メールで本人に支援計画書の合意確認
合意が得られるまで2~3は継続。

4

合意後、支援室からポータルサイトの個人宛
メッセージへ支援計画書を送付。

5

本人から授業担当教員に支援計画書をお渡し・
相談。支援開始。

6

授業における合理的配慮の例

この例がそのまま提供されるのではなく、申し出た障害のある学生との建設的な対話を通じて、それぞれ個人の状況にあわせて合理的配慮が提供されます。

以下、現在本学で行われている支援例です。

- ・ロジャー（受信機は利用者購入）iPad・Bluetooth 対応マイク（UD トーク用）の貸出
- ・文字起こしアプリ（UD トーク）使用許可
- ・視覚補助具・タブレット端末・PC 等の持ち込み許可
- ・座席位置の確保
- ・感覚過敏がある学生に、サングラスや耳栓の着用許可
- ・重要事項の文章で伝達
- ・授業資料の電子データ提供
- ・文章を読み上げ可能な形式に変換するアプリ使用許可
- ・発言や発表に関する支援
- ・指名に関する支援
- ・体調不良時の一時退室許可
- ・課題提出期限延長のご相談
- ・授業で使用する資料・教材の事前提供
- ・車両乗入許可

など、...

★お役立ち情報

<学内支援別担当部署>

支援内容	担当部署	担当者	場所	市外局番 042
学生生活に関する事	学生課	職員	中央教育棟西側 1F	691-2205
学生寮・クラブ活動に関する事				691-2161
奨学金に関する事				691-3523
進路相談や就職活動に関する事	キャリア	医師 精神科医	中央教育棟東側 B1F	691-9373
一般診療(風邪・怪我・急病等)	保健 センター			691-9373
こころ元気科(メンタルに関する相談、必要な専門機関への紹介)	精神科医	B1F	691-9373	
学生生活上の悩みや困り事などの相談	学生 相談室	臨床心理士	中央教育棟東側 1F	691-8226

<学習支援別担当部署>

履修・成績・学籍に関する事 授業・定期試験に関する事	教務課	職員	中央教育棟西側 1F	691-2203
障害を持つ学生の授業における合理的配慮申請に関する相談	障害学生支援室	職員 臨床心理士	中央教育棟西側 1F	691-9433
HELP DESK(履修、なんでも相談)	SPACe 学習支援サービス	サポート スタッフ	中央教育棟西側 2F	691-7009
日本語ライティングセンター (レポートチューティング)				691-7009

・学生生活ハンドブック WEB 版

学生生活ハンドブックは、学内の各種問い合わせ一覧、学生相談室、保健センター、また八王子市内の医療機関や各種機関の連絡先一覧まで大学生活に必要な情報が掲載されています。



・HELP DESK の紹介

学生スタッフによる学生のための学習支援を行っています。予約優先ですが、飛び込み相談も可能です。



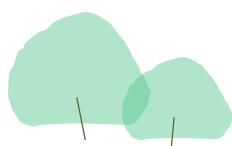
予約方法：ポータルサイトのツール・リンク集

>SPACe 学習支援サービス「各種支援サービス」

>学習相談予約

・ラベルを作成して Gmail を整理する

大学からの大事なお知らせを見落とさないようにGメールを自動で整理する設定をお勧めします。



【お問い合わせ先】

創価大学 障害学生支援室

電話：042-691-9433

Mail : syougai-support@soka.ac.jp

